

島根大学プロジェクト研究推進機構
平成17年度研究プロジェクト評価要項

平成18年2月20日
プロジェクト研究推進機構運営会議

島根大学政策的配分経費（重点プロジェクト経費）のうち、重点研究推進経費によって実施される「島根大学プロジェクト研究推進機構」の「重点研究部門」と「萌芽研究部門」に属する各研究プロジェクトについて、平成17年度評価をこの要項により行うものとする。

1. 評価の主旨・目的

今回の評価は平成17年度当初に計画された全体計画（「重点研究部門」：平成19年度までの3年間、「萌芽研究部門」：平成18年度までの2年間）のうち、平成17年度計画の進行状況と成果について中間評価するものである。

本学では個性豊かな研究を創出するために、中期目標期間中に以下の領域での研究を重点的に進めることとし、その実施組織としてプロジェクト研究推進機構を設置した。

- ・ 地域社会の課題に対応し、産学官が連携して学術的・文化的・経済的価値を創出する研究を推進する。
- ・ 統合後に新たな展開が期待される医学系と人文社会科学系、自然科学系、工学系の連携融合によって、過疎・高齢化等の諸問題の解決をめざした研究を推進する。
- ・ 本学の研究業績の蓄積・立地条件等を活かして、国際的に通用する創造的な研究分野を強化・育成する。

本評価は上記の主旨を踏まえて設定された各研究プロジェクトの中間評価であり、評価にあたっては予め設定された今年度の目標に対する達成度等を公平かつ客観的に評価することを基本とし、次年度以降に向けた更なる研究の進展を引き出すための指針となることを目的とする。

2. 評価委員

評価委員と主な担当内容は以下の通り。

（1） 外部専門委員

重点研究部門の研究プロジェクトについて、それぞれ専門的な立場から研究の進捗状況と研究成果を中心に評価を行う。（主として評価の観点②および③）

（2） 外部委員

重点研究部門と萌芽研究部門の研究プロジェクトについて、主にプロジェクトの進め方、リーダーシップ等について評価を行う。（主として評価の観点①および⑤）

（3） 本学役員

重点研究部門と萌芽研究部門の研究プロジェクトについて、主に本学の中期目標に沿った方向で研究が進んでいるかを評価する。（主として評価の観点④および⑤）

- (4) 研究戦略会議委員(「重点研究部門」および「萌芽研究部門」の研究プロジェクトに参加している者を除く)

重点研究部門と萌芽研究部門の研究プロジェクトについて、主に研究の進捗状況と今後の展望、成果の活用等について評価を行う。(主として評価の観点②、④および⑤)

3. 評価の実施

(1) 評価の観点

各委員は以下の①から⑤に例示されている観点を参考に独自に評価を行う。また、2.の(1)～(4)に示した委員の役割に応じて、主として評価する観点(①～⑤)を分担するが、明示されている観点以外についても評価およびコメントを加えても構わない。

① 運営状況

- ・ リーダーがプロジェクト全体の目標と計画を十分に把握しているか
- ・ リーダーを中心としてメンバー相互の有機的な連携が保たれ、活発な研究活動が展開される組織となっているか
- ・ 若手研究者が有為な人材として活躍できる仕組みを措置し、機能しているか
- ・ 本学の特色ある研究活動の創出を意識した運営になっているか
- ・ 学内外に向けて積極的な情報発信が行われているか

② 計画の進捗状況

- ・ 年度当初の計画に沿って研究が進められているか
- ・ 本年度の達成目標が達成されているか
- ・ 達成されていない場合、計画の変更、中止を指示することが必要か

③ 研究成果

- ・ 年度当初に想定された成果があがっているか
- ・ 新たな学術的な知見の創出や特筆すべき成果があったか
- ・ 研究にかけた時間と費用に見合った成果があったか

④ 今後の展望

- ・ 今後、プロジェクトを進めていくうえで計画を変更、追加、あるいは中止する必要があるか
- ・ プロジェクト全体の大幅な見直し、あるいは廃止を検討する必要があるか

⑤ その他

- ・ 研究を進める上で、関連する学科、講座等の理解に基づく効果的な連携体制がとられているか
- ・ 大学が責任を持つべき基本ミッションである教育、研究、社会貢献において、学内外に対してどのようなインパクトを与えたか

(2) 評価方法

A. 書面評価(成果報告会に欠席の場合)

プロジェクトの全体計画(特定研究部門のプロジェクトについては助走期間であった平成16年度の評価概要も添付)、平成17年度計画書、中間報告書、および年度報

告書を資料（２月２１日送付）として担当項目を中心に評価し、結果を評価票に記入し、３月７日までにプロジェクト研究推進機構長（学術研究担当副学長）に提出する。上記以外の資料を必要とする場合は担当事務に照会する。

B. 書面＋ヒアリング評価（成果報告会に出席の場合）

３月３日に開催される平成１７年度成果報告会の報告を聴き、また必要に応じて個別にヒアリングを行なって、書面による評価と総合した結果を評価票に記入する。評価票は３月７日までにプロジェクト研究推進機構長（学術研究担当副学長）に提出する。

C. 評価の決定・了承

提出された評価票をプロジェクト研究推進機構運営会議（研究戦略会議委員も含めた拡大運営会議とする）がとりまとめ、３月１６日までに役員会に報告する。その報告を受け、役員会（３月２２日開催）は各研究プロジェクトの評価を決定する。なお、役員会において当初の目的の達成は困難であると判断された研究プロジェクトについては、プロジェクト研究推進機構運営会議（拡大運営会議）は当該研究プロジェクトに対して反論の機会を設け、当初目的の絞り込みによる計画の大幅な縮小又は中止の必要性等について評価を行い、役員会に報告し了承を得る。

（３） 評価の反映

役員会は評価の結果を踏まえて平成１８年度に各研究プロジェクトに配分する経費を決定するとともに、評価結果を通知（開示）する。

（４） 評価の公開

- ① 評価に係る審議は非公開とし、その経過は他に漏らさない
- ② 評価終了後、各研究プロジェクトの年度評価結果及び進捗状況等をプロジェクト研究推進機構のホームページへの掲載等により公開する

（５） 関係者の取り扱い

- ① 重点研究部門および萌芽研究部門の研究プロジェクトに属している研究戦略会議委員は評価に加わらない。ただし、評価結果のとりまとめ作業においてはオブザーバー出席も可能。
- ② その他、評価委員が中立・公平に評価を行うことが困難であると判断した場合はその理由を明らかにして当該プロジェクトに係わる事項については評価しない。

（６） フォローアップ

評価委員は評価結果を受けての各研究プロジェクトの対応状況について、必要に応じ、個別に、あるいはプロジェクト研究推進機構長を通じて、その状況を確認することができる。